

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月19日

【会社名】 ラサ商事株式会社

【英訳名】 Rasa Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井 村 周 一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目11番5号 RASA日本橋ビルディング

【電話番号】 03 - 3668 - 8231 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長兼経理部長 小 山 文 男

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目11番5号 RASA日本橋ビルディング

【電話番号】 03 - 3668 - 8231 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長兼経理部長 小 山 文 男

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
ラサ商事株式会社 大阪支店
(大阪市北区堂島一丁目2番5号 堂北ダイビル)
ラサ商事株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区錦一丁目11番20号 大永ビル)

1【提出理由】

当社は、平成26年12月19日開催の取締役会において、平成27年2月2日付で、当社の不動産賃貸関連事業を新設分割し、新たに設立する「ラサ・リアルエステート株式会社」に平成27年2月2日付で同事業を承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 新設分割の目的

当社は、平成28年3月期を最終年度とする、3カ年中期経営計画『New Challenge Rasa 2015 ～飛躍に向けた第一歩～』を策定し、当社グループの今後の更なる発展と飛躍を目指すなか、不動産賃貸関連事業を新設分割設立会社に承継させることにより、将来に向けてのスピーディーな経営判断が可能となる体制を整備し、不動産賃貸事業の有効かつ効率的な展開を図り、グループ収益力の向上に努めてまいります。

(2) 新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

新設分割の方法

当社を分割会社とし、新たに設立する「ラサ・リアルエステート株式会社」を承継会社とする分社型の新設分割です。

新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

新設分割設立会社は、新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、新設分割により承継する権利義務に代えて、そのすべてを当社に割当交付いたします。

その他の新設分割計画の内容

当社が平成26年12月19日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は後記のとおりであります。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社単独での新設分割であり、新設分割設立会社の株式のみが当社に割当てられるため、第三者機関による算定は実施しておりません。割当て株式数につきましては、新設分割設立会社の資本金等の額を考慮して決定いたしました。

(4) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ラサ・リアルエステート株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目11番5号 RASA日本橋ビルディング
代表者の氏名	代表取締役 井村 周一 代表取締役 大岡 隆
資本金	10百万円
純資産の額	10百万円(予定)
総資産の額	2,824百万円(予定)
事業の内容	不動産賃貸関連事業

<注> 新設分割設立会社についての記載内容は、本報告書提出日時点における予定です。

(以下、新設分割計画書の写し)

新 設 分 割 計 画 書

ラサ商事株式会社（以下、「甲」という。）は、甲の不動産賃貸関連事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、新設するラサ・リアルエステート株式会社（以下、「乙」という。）に承継させることに関し、以下のとおり計画する。

（目的）

第1条 甲は、会社法に定める新設分割の方法により、本件事業の権利義務を乙に承継させる。

（定款記載事項）

第2条 乙の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、別紙定款写しのとおりとする。

（本件分割に際して交付する乙の株式の数）

第3条 乙は、本件新設分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として、本件新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、これを甲に交付する。

（資本金及び準備金の額）

第4条 乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資 本 金 の 額 金1,000万円
2. 資本準備金の額 会社計算規則第49条に規定する株主資本等変動額
3. 利益準備金の額 金0円

（承継する権利義務）

第5条 乙は、本件新設分割により、別紙承継権利義務目録記載の甲の営む本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲より承継する。なお、甲は、乙に承継させる一切の債務につき、重畳的債務引受けをする。

（設立時取締役）

第6条 乙の設立時取締役は、次のとおりとする。

- 千葉県浦安市弁天四丁目20番9号
設立時取締役 井 村 周 一
東京都江東区古石場二丁目14番1 - 3303号
設立時取締役 大 岡 隆

（本店の所在場所）

第7条 乙の本店所在場所は、次のとおりとする。

本店 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目11番5号

（効力発生日）

第8条 本件新設分割は、平成27年2月2日までに必要な手続を終了させ、同日、新設分割による変更の登記及び設立の登記をする。ただし、手続の進行上必要のある場合は、甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

（簡易分割）

第9条 甲は、会社法第805条の規定に基づき、同法第804条1項に定める株主総会の承認を受けることなく、本件新設分割を行う。

（事情変更）

第10条 甲は、本計画書の取締役会承認後から効力発生日までの間に、経済状況の激変その他の事由により、甲の財産もしくは経営状態または本事業に係る権利義務に重大な変動が生じたときは、本計画書を変更し、または本件新設分割を中止することができる。

(本計画に定めのない事項)

第11条 本計画書に定める事項の他、本件新設分割に関し必要な事項は本計画の趣旨に従い決定する。

上記計画を証するため、本計画書を作成する。

平成26年12月19日

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目11番5号

ラ サ 商 事 株 式 会 社

代表取締役 井 村 周 一

別紙1 承継権利義務目録

本件新設分割の効力発生日において、乙が本件分割により甲から承継する権利義務については、次に定めるとおりとする。なお、これらの数字は、平成26年12月31日現在の甲の貸借対照表を基礎として、これに本件新設分割の効力発生日までの増減を考慮した上で確定する。

1 資産（平成27年2月2日現在）

現金及び預金	金100百万円
土地	金1,834百万円
建物及び構築物	金871百万円
機械及び装置	金13百万円
工具、器具及び備品	金6百万円

2 負債（平成27年2月2日現在）

借入金	金2,764百万円
受入敷金保証金	金50百万円

3 雇用契約以外の契約上の地位等

本件事業に関して、本件新設分割の効力発生日現在において、甲が締結している一切の契約上の地位

4 雇用契約等

本件事業に関して、分割期日において甲が締結している一切の雇用契約上の地位

5 その他

本件事業に関して、甲が有する全ての許認可（競争入札資格を含む。）のうち、法令等上承継が可能なもの

以上

別紙2 承継財産目録

1. 土地

所 地 地 地	在 番 目 積	中央区日本橋蛸殻町一丁目 11番4 宅地 244.21 平方メートル	所 地 地 地	在 番 目 積	中央区日本橋蛸殻町一丁目 11番7 宅地 60.79平方メートル
所 地 地 地	在 番 目 積	中央区日本橋蛸殻町一丁目 11番5 宅地 67.63 平方メートル	所 地 地 地	在 番 目 積	中央区日本橋蛸殻町一丁目 11番19 宅地 162.75平方メートル
所 地 地 地	在 番 目 積	中央区日本橋蛸殻町一丁目 11番6 宅地 66.84 平方メートル	所 地 地 地	在 番 目 積	中央区日本橋本町二丁目 3番1 宅地 83.80平方メートル

2. 建物

所 家 種 構 床 面 積	在 番 号 類 造 積	中央区日本橋蛸殻町一丁目11番地4、11番地19、11番地5、11番地7、11番地6 11番4の3 事務所車庫倉庫 鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付き8階建 1階 453.07平方メートル 2階 446.53平方メートル 3階 470.43平方メートル 4階 470.43平方メートル 5階 470.43平方メートル 6階 470.43平方メートル 7階 470.43平方メートル 8階 340.89平方メートル 地下1階 448.52平方メートル
---------------------------------	----------------------------	--

以上